

真鶴手帖販売取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、真鶴手帖の販売について、事業者を指定販売店として登録し、取扱いを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(納入価格及び小売価格)

第2条 納入価格及び小売価格は別表に定めるところによる。

2 前項の納入価格及び小売価格で販売するときには、別表に定めた額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額とする。この場合、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(最低納品冊数)

第3条 最低納品冊数は、5冊とする。

(指定販売店の要件)

第4条 指定販売店の登録を受けようとする事業者は、次の各号のいずれかの要件に該当するものとする。ただし、町長が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

- (1) 商品の販売やサービスの提供を行う事業者であること。
- (2) 観光案内所等、真鶴町の観光情報発信を行う事業者であること。

(指定販売店の登録)

第5条 販売を行おうとする事業者（以下「申請者」という。）は、真鶴手帖指定販売店登録申請書（第1号様式）を町長に提出し、真鶴手帖指定販売店の登録を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、提出された書類を審査し、適当であると認められる場合には、真鶴手帖指定販売店登録通知書（第2号様式）により、不相当である場合には、真鶴手帖指定販売店登録却下通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

(登録事項の変更)

第6条 前条第2項の規定により真鶴手帖指定販売店の登録を受けた申請者（以下「販売事業者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに真鶴手帖指定販売店登録事項変更届出書（第4号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(遵守事項)

第7条 販売事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 真鶴手帖は、常に良好な状態で保管し、紛失又は毀損の防止に努めること。
- (2) 真鶴手帖を景品等として無償提供しないこと。
- (3) 登録を権利と称し、第三者に委譲し、又は継承させないこと。

(登録の廃止)

第8条 販売事業者は、登録を廃止しようとするときは、真鶴手帖指定販売店登録廃止申請書（第5号様式）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、販売事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、真鶴

手帖指定販売店登録取消通知書（第6号様式）により、販売店の登録を取り消すことができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が販売事業者として不相当と認めたとき。

（販売冊数の報告）

第10条 販売事業者は、毎年4月末日までに、前年の4月1日から3月31日までの真鶴手帖販売冊数等を真鶴手帖販売冊数等報告書（第7号様式）により町長に提出しなければならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、真鶴手帖の販売に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、令和6年1月19日から施行する。

別表（第2条関係）

| 区分 | 単位 | 販売価格(税抜き) |
|------|----|-----------|
| 納入価格 | 1冊 | 1,637円 |
| 小売価格 | 1冊 | 2,182円 |

第1号様式（第5条関係）

真鶴手帖指定販売店登録申請書

年 月 日

真鶴町長 様

申請者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号

真鶴手帖販売取扱要綱第5条第1項の規定により、真鶴手帖指定販売店として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

| | |
|---------|----------------------|
| 事業者の名称 | |
| 事業者の所在地 | |
| 代表者等の氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| 業種 | |
| 営業時間 | 午前 時から 午後 時まで ・ 24時間 |
| 定休日 | |

第2号様式（第5条関係）

真鶴手帖指定販売店登録通知書

真 第 号
年 月 日

様

真鶴町長 印

次のとおり、真鶴手帖指定販売店として登録しましたので通知します。

| | |
|-------------------|--|
| 登 録 番 号 | |
| 指 定 販 売 店 の 名 称 | |
| 指 定 販 売 店 の 所 在 地 | |
| 代 表 者 等 の 氏 名 | |

第3号様式（第5条関係）

真鶴手帖指定販売店登録却下通知書

真 第 号
年 月 日

様

真鶴町長 印

年 月 日付けで申請のありました真鶴手帖指定販売店登録申請については、次の事由により却下しましたので通知します。

| | |
|---------------|--|
| 却 下 理 由 | |
| 事 業 者 の 名 称 | |
| 事 業 者 の 所 在 地 | |
| 代 表 者 等 の 氏 名 | |
| 備 考 | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、真鶴町長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町を被告として（訴訟において真鶴町を代表する者は、真鶴町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条関係）

真鶴手帖指定販売店登録事項変更届出書

年 月 日

真鶴町長 様

販売事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
登録番号

真鶴手帖販売取扱要綱第6条の規定により、真鶴手帖指定販売店の登録事項を次のとおり変更したいので承認願います。

| | | |
|-------|-------|--|
| 内容 | 変更項目 | |
| | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |
| 変更理由 | | |

第4号様式の2（第6条関係）

真鶴手帖指定販売店登録事項変更承認決定通知書

真 第 号
年 月 日

様

真鶴町長 印

年 月 日付けで届出のありました真鶴手帖販売店登録事項の変更については、真鶴手帖販売取扱要綱の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

| | | |
|-----------|---------|--|
| 内容 | 変 更 項 目 | |
| | 変 更 前 | |
| | 変 更 後 | |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | |
| 変 更 理 由 | | |

第5号様式（第8条関係）

真鶴手帖指定販売店登録廃止申請書

年 月 日

真鶴町長 様

販売事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
登録番号

真鶴手帖販売取扱要綱第8条の規定により、真鶴手帖指定販売店の登録を次のとおり廃止したいので承認願います。

| | |
|-----------|-------|
| 指定販売店の名称 | |
| 指定販売店の所在地 | |
| 代表者等の氏名 | |
| 電話番号 | |
| 廃止年月日 | 年 月 日 |
| 廃止理由 | |

第5号様式の2（第8条関係）

真鶴手帖指定販売店登録廃止承認決定通知書

真 第 号
年 月 日

様

真鶴町長 印

年 月 日付けで届出のありました真鶴手帖指定販売店登録の廃止については、真鶴手帖販売取扱要綱の規定により、次のとおり承認しましたので通知します。

| | |
|-------------------|-------|
| 指 定 販 売 店 の 名 称 | |
| 指 定 販 売 店 の 所 在 地 | |
| 代 表 者 等 の 氏 名 | |
| 電 話 番 号 | |
| 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 |
| 廃 止 理 由 | |

第6号様式（第9条関係）

真鶴手帖指定販売店登録取消通知書

真 第 号
年 月 日

様

真鶴町長 印

年 月 日付けで決定しました真鶴手帖指定販売店の登録については、次の事由により取り消しましたので通知します。

| | |
|-------------------|--|
| 登 録 番 号 | |
| 指 定 販 売 店 の 名 称 | |
| 指 定 販 売 店 の 所 在 地 | |
| 代 表 者 等 の 氏 名 | |
| 取 消 理 由 | |
| 備 考 | |

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、真鶴町長に対して審査請求をすることができます。また、前記の審査請求をしなくても、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、真鶴町を被告として（訴訟において真鶴町を代表する者は、真鶴町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条関係）

真鶴手帖販売冊数等報告書

年 月 日

真鶴町長 様

販売事業者 住所（所在地）
氏名（名称）
電話番号
登録番号

真鶴手帖販売取扱要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

| 年 | 月 | 人数 | 販売冊数 | 備考 |
|----|-----|----|------|----|
| 年 | 4月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 5月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 6月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 7月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 8月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 9月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 10月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 11月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 12月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 1月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 2月 | 人 | 冊 | |
| 年 | 3月 | 人 | 冊 | |
| 合計 | | 人 | 冊 | |